

# 目

# 次

	頁
第 89 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	7
第 90 号議案 埼玉県税条例等の一部を改正する条例 .....	8
第 91 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 .....	14
第 92 号議案 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例.....	15
第 93 号議案 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例 .....	16
第 94 号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 .....	17

第八十九号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「経過措置」を「事項」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十二項の次に次の一項を加える。

（防疫業務手当の特例）

33 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして委員会規則で定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして委員会規則で定める業務に従事した場合にあつては、四千円）とする。この場合において、第十四条の規定は適用しない。

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第三十三項の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。

2 改正後の条例を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

令和二年六月十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

令和二年五月十二日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、新型コロナウイルス感染症に対処するための緊急に行われた措置に係る業務について防疫業務手当の特例を定めたいので、この案を提出するものである。

第九十号議案

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第二十一条の二第二項中「第二十三条第一項第四号の五イの項」を「第二十三条第一項第四号の二イの項」に、「から第五項までの規定」を「及び第四項」に改める。

第二十一条の三第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十三条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三十条の三第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第三十条の四中「第四項、第十九項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十一項、第三十四項又は第三十五項」に改める。

第三十一条第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第三十一条の三第一項中「又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

第三十一条の六第一項第三号イ中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同号ロ中「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改める。

第三十三条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第二十二条の三第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一

日」に改める。

附則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第二十七条 第三十二条の八第四項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第三十二条の十一の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十二条の九第一項及び第三十二条の十一の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二条の九 第一項	一年六月 以内、同 項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅 の耐震改修(第三十二条の十一の二第一項に 規定する耐震改修をいう。以下この項におい て同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第 四項第二号
第三十二条の十 一の二第二項	から六月 以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存 住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第二十七条を附則第二十九条とし、附則第二十六条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第二十七条 法附則第六十条第一項の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第二十八条 法附則第六十一条第一項に規定する場合における附則第六条の第二項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号の改正規定を削る。

附則第一項第二号を次のように改める。

## 二 削除

附則第一項第三号中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項第五号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、附則第三項を削り、附則第四項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項から附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第四条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十年埼玉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる額を控除した」を「第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第十号までに掲げる額を控除し、又は第三号若しくは第五号に掲げる額を加算した」に改め、同項第一号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第三項」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同項第六号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項第十号とし、同項第五号中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号」に改め、同項第九号とし、同項第四号中「第五十三条第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号」に改め、同項を同項第八号とし、同項第三号中「第五十

三条第十二項第一号」を「第五十三条第二十三項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「第五十三条第九項」を「第五十三条第十三項」に、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 法第五十三条第十七項に定める加算対象被配賦欠損調整額

六 法第五十三条第十九項に定める控除対象配賦欠損調整額

第三条第二項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十三条第八項に定める控除対象合併等前欠損調整額

三 法第五十三条第十一項に定める加算対象通算対象欠損調整額

第三条第三項を削り、同条第四項第二号中「又は同条第三項の規定によつて納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項三号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同項を同条第七項とする。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例附則第二十二条の三第二項の改正規定及び同条例附則に一条を加える改正規定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中埼玉県税条例第三十三条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第八項の規定 令和二年十月一日

三 第一条中埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号及び第二十三条の改正規定並びに第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次項の規定 令和三年一月一日

四 第二条中埼玉県税条例第三十三条の三第二項ただし書の改正規定及び附則第九項の規定 令和三年十月一日

五 第一条（第一号から第三号まで及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条並びに附則第三項から第七項までの規定 令和四年四月一日

六 第一条中埼玉県税条例第二十一条第五項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第二十一条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二十三条の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

3 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例(附則第五項及び第七項において「四年新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分及び改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「五号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び附則第七項において「所得税法等改正法」という。))第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が五号施行日前に開始した事業年度を除く。))分の法人の県民税について適用する。

4 五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び附則第七項において同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の県民税については、附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例(附則第六項及び第七項において「四年旧条例」という。))の規定中法人の県民税に関する部分及び改正前の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(法人の事業税に関する経過措置)

5 四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。))に係る法人の事業税について適用する。

6 五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

7 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により所得税法等改正法第三条

の規定による改正後の法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人が五号施行日の属する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）において四年旧条例第三十一条の六第一項第三号の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新条例第三十一条の六第一項第三号の提出期限の延長がされたものとみなす。

（県たばこ税に関する経過措置）

8 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

9 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

令和二年六月十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率の特例措置を延長する等したいので、この案を提出するものである。



第九十一号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
別表農林部の項第三十一号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同項第三十三号中「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「ニューカッスル病」を「ニューカッスル症」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年六月十五日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第九十二号議案

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程（昭和六十二年埼玉県条例第十六号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年六月十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業が完了したため、この事業の施行規程を廃止したいので、この案を提出するものである。

第九十三号議案

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立戸田翔陽高等学校の項中「大字新曾字稻荷千九十三番地」を「大字新曾字稻荷千九十三番地一」に改める。

第三号の表中「埼玉県立けやき特別支援学校

さいたま市中央区新都心

一番地二」を

「埼玉県立けやき特別支援学校

さいたま市中央区新都心

埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校 戸田市大字新曾字稻荷千九

番地二

に改める。

十三番地一

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二号の表埼玉県立戸田翔陽高等学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和二年六月十五日提出

埼玉県 知事

大野

元

裕

提案理由

新たに県立特別支援学校一校を設置する等したいので、この案を提出するものである。

## 第九十四号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「における」を「（附則第一条の三第五項及び第六項において「事故発生日等」という。）における」に改める。

第七条の二第二項第一号中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附則第一条の三第五項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日等における法定利率」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、一九八円」を「六、二四五円」に、「七、九五五円」を「八、〇〇三元」に、「九、五八〇円」を「九、六〇八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二二五円」を「五、二六三元」に、「六、二〇三元」を「六、二四〇円」に、「六、八八〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の第二条第二項並びに附則第一条の三第五項及び第六項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金については、なお従前の例による。

3 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

令和二年六月十五日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等をしたので、この案を提出するものである。